

三田市条例第 号

三田市空家等に係る適切な措置に関する条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、空家等が危険な状態となることで第三者に被害が及ぶこと又はその者の財産の価値が失われることを未然に防止し、もって誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の例による。

（危険の周知等）

第 3 条 市長は、次に掲げる場合において、特定空家等に起因する危険について周知する必要があると認めるときは、当該特定空家等の所在地、用途、状態その他市民の生命又は身体を保護するために市長が必要と認める事項について、当該特定空家等への標識の設置その他の方法により公示することができる。

(1) 法第 22 条第 2 項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置を執らなかつた場合

(2) 法第 22 条第 2 項の規定による勧告が行われるべき者を確知することができない場合（同条第 1 項の助言又は指導が行われるべき者を確知することができないため、同条第 2 項の規定による勧告を行うことができない場合を含む。）

2 市長は、前項第 1 号に掲げる場合において、同項の規定による公示をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(1) 公示する理由

(2) 公示の方法及び内容

(3) 公示する日時

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項ただし書の場合においては、当該勧告を受けた者の所在が判明し

なくなったときその他第1項の規定による公示後において通知することが困難な事情があるときを除き、当該公示後速やかに、当該勧告を受けた者に対し、前項各号に掲げる事項を通知するものとする。この場合において、同項第1号及び第3号中「公示する」とあるのは「公示した」と読み替えるものとする。

- 4 市長は、第1項第2号に掲げる場合において、同項の規定による公示後に当該勧告が行われるべき者を確知したときは、確知後において通知することが困難な事情があるときを除き、確知後速やかに、当該勧告が行われるべき者に対し、第2項各号に掲げる事項を通知するものとする。この場合において、同項第1号及び第3号中「公示する」とあるのは「公示した」と読み替えるものとする。
- 5 市長は、前3項の規定による通知をした場合（前2項の規定による通知をした場合にあっては、第1項の規定による公示が継続しているときに限る。）においては、当該通知を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 第1項の規定により特定空家等に標識を設置する場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（応急的危険回避措置）

第4条 市長は、空家等により人の身体又は財産に被害が及ぶことを避けるため、危険が切迫し、その被害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該空家等に対して、その被害の防止のために必要な最小限度の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任したものに行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を行おうとするときは、あらかじめ、当該措置に係る空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、特に緊急の必要があると認める場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(1) 措置を行う理由

(2) 措置の内容

(3) 措置を行う日時

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項に掲げる場合において、同項の措置を行ったときは、速やかに、当該措置に係る空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、空家等の所有者等を確知することができない場合は、当該措置後に当該空家等の所有者等を確知したときに通知するものとする。

(1) 措置の内容

(2) 措置を行った日時

(3) 措置に関して支出した費用の額

(4) その他市長が必要と認める事項

4 第1項の措置に関して支出した費用は、空家等の当該措置に係る部分の所有者等から徴収することが出来る。

5 前項の費用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入とする。

（軽微な措置）

第5条 市長が空家等について、地域における防災上、防犯上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を軽減することができると認めるとき、開放されている窓の閉鎖、その他軽微な措置を行うことができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。